

平成28年度特別な支援を必要とする子どもたちの明日を語る会まとめ

◆参加者数

【東部会場】平成28年7月 5日（火）鳥取県教育センター 55人

【中部会場】平成28年7月15日（金）中部総合事務所 41人

【西部会場】平成28年7月12日（火）西部総合事務所 63人

◆分科会

＜第1分科会＞ 幼児教育・保育及び学校教育（小・中・高等学校）に関すること

＜第2分科会＞ 特別支援学校の教育に関すること

＜第3分科会＞ 就労や地域生活の充実に関すること

質問	回答
<p><個別の教育支援計画・指導計画> 個別の指導計画や個別の教育支援計画を見せてもらったことがないので、見せて欲しいです。また、個別の教育支援計画を作成するときは、学校と親との信頼関係がなければ作成できないと感じています。</p>	<p>個別の教育支援計画は本人・保護者の教育的ニーズを中核として立てていく計画で学校が中心となって作成しますが、本人と保護者さんのものです。</p> <p>また、個別の教育支援計画に基づき、個別の指導計画を作成しています。個別の教育支援計画はもちろんですが、個別の指導計画についても保護者と学校とで共通理解を図り、連携して取り組んでいくことが望ましいものです。個別の教育支援計画は、幼小中高で一貫した支援を行うために大切なツールとなるものですから、本人・保護者と学校とが一緒になって作成していけるよう機会を捉えて市町村教育委員会や学校に周知を図ります。</p> <p>県教育委員会ではパンフレット等を作成し、あらゆる研修を活用しながら周知徹底できるようにしているところです。いただいたご意見を踏まえ、今後も学校に周知し理解啓発に努めていきたいと思えます。</p>
<p><個別の教育支援計画> 高等学校への個別の教育支援計画の引継が増えていますが、実際にはその計画をしっかりと活用してもらえているのでしょうか。個別の教育支援計画を利用して、しっかり引き継いだにもかかわらず、高等学校の特別支援教育主任が特別支援教育の勉強をされておらず、親が一つ一つ説明しました。その翌年も校内での引継ぎがなされていませんでした。特別支援教育主任の仕事は、いつどんなことをするのかというような研修はできているのでしょうか。</p>	<p>高等学校の個別の教育支援計画を用いた引継者は増えてきています。また、高等学校における個別の教育支援計画の作成数についても、一昨年度から昨年度は増えています。</p> <p>しかし、活用ができていないこと、また、校内での学年間の引継などができていない高等学校があるということを今伺って、真摯に受け止めたいと思えます。高等学校によってはできているところもありまして、このように体制の整った学校をリーダー校というように決め、アプローチ校はリーダー校へ相談できる仕組みを作っています。まだうまく連携がとれていないようですので、この取組みを推進していきます。</p>
<p><個別の指導計画> 個別の教育支援計画を作成すれば個別の指導計画も作成されるものですか。</p>	<p>その通りです。個別の教育支援計画に基づいて、1年ごとの個別の指導計画が必要となります。個別の教育支援計画はないが個別の指導計画のみを作って支援しているケースも多くあり、平成26年度の209名から平成27年度には226名に増えています。</p> <p>個別の教育支援計画のある生徒さんには個別の指導計画は作られているのではないかと把握しています。</p>

<p><個別の指導計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画は2～3年のスパンで、個別の指導計画は1年のスパンで計画されるものです。保護者としては、短いスパンの目標がどんなふうに立てられているのか、確実に達成していただける目標なのかを知りたいです。個別の指導計画は開示しないとよく聞きますが、いかがでしょうか。 	<p>どちらの計画も、3年後あるいは1年後の目標を立てながら、達成するためにスモールステップでの計画と積み重ねが大切です。保護者と学校とで共通理解を図り、連携して取り組んでいくことが、子どもさんの成長につながります。</p> <p>当然、個別の教育支援計画はもちろん、個別の指導計画も保護者さんと共通理解していただくものとなります。</p> <p>まだまだ周知が足りていないと感じているところですので、引き続き理解啓発に努めてまいりたいと思います。</p>
<p><高校進学について> (自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍の中学生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍していても琴の浦高等特別支援学校へは進学できないと聞きました。受け皿がないことが不安です。 	<p>琴の浦高等特別支援学校は知的障がいがあれば出願資格がありますが、現在、自閉症・情緒障がいのある生徒の進学先としては高等学校だと考えます。県立高等学校にも、小・中学校と同様に特別支援教育担当の先生がいます。学校全体でユニバーサルデザインの授業づくりや教室環境の整備に取り組んでいる学校もあります。国の動きとしては、高等学校における通級による指導の制度化を検討しているところです。また、依頼に応じて、LD等専門員や発達障がい教育拠点校の相談支援で高等学校へ訪問することもあります。高等学校を実際に見学していただければ分かりますが、少人数の学級で、担任が生徒一人一人の顔をしっかりと見ながら丁寧な指導をしている学校もあります。子どもさんの進学についてご心配だと思いますが、中学校の先生としっかり相談していただき、子どもさんに合った進路選択をしていただきたいと思います。</p>
<p><高等学校への引継></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校での支援が高等学校へ引き継がれますか。 	<p>平成23年度の入学生から引継を実施しています。高校入試後の合格者登校日などを利用し、個別の教育支援計画等を活用した引継を行っています。本人や保護者、中学校の担任、高等学校の担当者等で一緒に入学後の支援を検討しています。また、日程など都合がつかない場合は、別日程で引継を実施しています。</p>
<p><高校入試の特別措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校入試の特別措置について教えてください。どんな生徒にどのような支援ができるかは非公開と聞きましたが、なぜですか。「高校入試でどんな配慮をしてもらえるかが分かれば、中学校でも支援を開始する」という考え方もあるようですが、どう考えられますか。 	<p>身体等に障がいがあるため受検の際に配慮を希望する生徒について高校入試の際に特別措置を行っています。特別措置については、今年6月に各中学校及び高等学校へ通知しており（小学校へも校長会を通じて周知しました）、その中に例として、配慮内容を一部掲載しています。もちろん協議の上で、例に挙がっていない配慮も行うことができます。</p> <p>平成29年度入試から出願前申請を可能としました。特別措置願に個別の教育支援計画と診断書を添付して提出していただく形になります。県教育委員会で協議し、在籍する中学校の校長先生を通じて特別措置を行うかどうかの決定通知書を通知します。実際の配慮内容については、個々の実態や現在行っている中学校での配慮の内容に応じて検討するものです。この基本の考え方は、これまでの高校入試においても、これからも変わりません。</p> <p>まずは担任に相談しながら進めてください。「高校入試で配慮してもらえれば中学校でも支援します」というのは本末転倒です。子どもさんの困難さに対して日常的にどのような支援を行えばよいのかが大切なことと考えます。</p>

<p><中高の連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校へ個別の教育支援計画等を引き継いでも、高等学校では必要な支援を検討してもらえませんでした。どの教員も特別支援教育を理解して対応して欲しいと思います。 	<p>中学校から高等学校へ進学する際、保護者の方の理解を得ながら個別の教育支援計画を活用した引継を実施しています。進学後は、引継で話し合い共通理解した内容をもとに校内支援体制を整え支援してきています。</p> <p>学校間や教員の理解に差がないように、校内でしっかり共通理解をすることや、特別支援教育に関する理解をさらに向上させていきたいと考えます。</p>
<p><学校と福祉サービスとの連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスや相談支援センターを利用している場合、学校との連携が必要だと感じますが難しい現状です。相談支援事業所と放課後等デイサービスと、保護者とが支援計画を立てるのですが、学校のご理解やご協力をいただきたいことがあります。協力していく良い方法はありますか。 	<p>障がいのある児童生徒が地域で豊かに生活していくためには、学校と家庭の連携はもちろん、各関係機関とも連携して支援していくことが必要だと考えます。学校生活と放課後の生活はつながっているわけですから、連携して支援を考えていくことが大切です。</p> <p>連携ができていくという学校の例もあるようですが、県としては、市町村教育委員会を通じて、学校と福祉サービス事業所等との連携を強めるために学校も協力するよう伝えたいと思いますし、放課後児童クラブや放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所側からもどんどん声を上げていただき、学校と福祉サービス事業所と一緒に指導計画を立てるなど、連携をさらに進めていきたいと思えます。</p>
<p><専門性の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の担任に研修の機会がありますか。対応の上手な先生に学ぶ機会があればよいと思います。担任の先生方には、個別の教育支援教育の意味や立て方、適切な支援など、特別支援教育に関する基本的な研修を積んで欲しいです。支援員のスキルアップも必要だと思います。 	<p>鳥取県では特別支援学級を初めて担任する先生を対象とした研修を実施しています。また、専門性向上のために特別支援学校教諭二種免許状を取得するための認定講習も実施しています。</p> <p>優れた教育実践を行っている先生を「エキスパート教員」として認定し、授業公開や他の先生への指導・助言を行っています。</p> <p>特別支援学校のセンター的機能もどんどん活用いただき、児童生徒の指導支援の方法等について相談活動を行っています。その際に、良い取組の紹介等も行っています。また、特別支援学校では、アセスメント（実態把握）研修、個別の指導計画や個別の教育支援計画の書き方などの研修もしています。個別の指導計画を立てた後、関わる何人かのチームで検討するという校内体制ができています。すべての先生の専門性が高まるようにと考えて、校内でサポートしているところです。</p>
<p><教員の障がい理解について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高等学校における特別支援教育の充実をめざして」というリーフレットができ、この中のフローチャートがとてもいいです。この中に支援会議のことも書いてあり、学校でも支援会議を開催してもらいました。しかし、先生方の障がい理解ができていなくて親としてつらい思いをすることがあります。先生方には障がいを正しく理解して欲しいです。 	<p>高等学校の先生方を支援するために、スクールカウンセラーや教育相談員を全校に配置しています。また、拠点校にはスクールソーシャルワーカーを配置しています。そして、学校が相談しやすいように関係作りを進めているところです。自分自身、高校の教員だったとき、勉強不足で生徒に不適切な関わりをしてしまったこともあり、研修が大切だと考えます。研修の機会がたくさんありますが、県教育委員会では、学校訪問を通して、学校の先生方が研修しようとする意識を高く持ち、学校の仲間同士で学び合っていけるよう、助言しているところです。</p>

<p><幼保小中学校に配置の支援員のスキルアップについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が配置した講師（3複加配）や市町村が配置した支援員さんへの研修が、もっと必要ではないでしょうか。文部科学省が出している「特別支援教育支援員を活用するために」というリーフレットを、わかりやすくして出している県もあります。鳥取県もこのリーフレットを参考にして出して欲しいです。 	<p>支援員の役割について研修会を行ったり、特別支援教育の基本的なことを学ぶ会を行ったりしている学校もあります。また、市町村の単位で支援員等への研修会を開いているところもあるようです。しかし、学校によって差があるようではいけませんから、県からの発信の在り方も考えていきたいと思えます。</p>
<p><研修について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職向けの研修を開いて欲しいです。 	<p>障害者差別解消法の施行に伴い、全市町村の全小中学校の管理職と特別支援教育主任を対象に、インクルーシブ教育システムの基本的な考え方や合理的配慮の提供、校内支援体制の充実に向けた取組等について、5月から6月を中心に研修会を行いました。今後も機会をとらえて開催の検討を行います。</p>
<p><障害者理解と啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車学校の教官の先生に「知的障がいなのに免許取っていいだか」とか「なんでこんなことも分からんだ」ということを言われたことがありました。相談をして改善はしましたが、それでも理解のない先生もあります。管理者の方や企業全体に向けた研修が必要ではないでしょうか。職場の管理職を初め社員みなさんの障がい者理解が進むよう、県からも発信して欲しいです。 	<p>鳥取県では、平成21年11月より、多様な障がいの特性、困っていること、必要な配慮などを理解し、障がいのある方に対するちょっとした手助けや配慮を通じて、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を県民とともに作るあいサポート運動を展開しています。</p> <p>この運動は、平成28年4月に施行された障害者差別解消法の趣旨を先取りし、実践しているものです。</p> <p>平成27年度末に県が制作したDVDには、多様な障がいの特性と障がい者への対応について具体的に紹介されており、DVDとあいサポート運動のハンドブックを活用し、今後もあいサポート運動の普及を図りながら障がいについて理解が深まるよう努めていきたいと考えています。</p> <p>また、平成28年度には、働く障がい者に対する現場の理解を促進するため、鳥取労働局と連携して「障がいがある方とともに働くためのセミナー」や「精神障がい者雇用推進フォーラム」等を開催したほか、企業に対して「障がい者雇用好事例集」、「障がい者雇用関係助成制度のご案内」、まんがリーフレット「精神障がいを知りともに働く職場づくり」等を配布する取組を行うこととしています。引き続き、障がい者と共に働く方が、障がいについての理解を深めることができるよう支援を行ってまいります。</p>
<p><相談機関の紹介について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこに相談すればよいか、誰に相談すればよいか、学校に情報提供をして欲しいです。 	<p>学校に対して、リーフレット「鳥取県の特別支援教育」や「発達障がいハンドブック」等の啓発資料の周知に努め、保護者への相談窓口の情報提供に活用できるよう、啓発に努めます。</p>

<p><LD等専門員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LD等専門員の依頼の仕方を教えてください。 	<p>LD等専門員は、発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその指導に携わる先生や保護者を対象に相談活動を行っています。小中学校を定期的に訪問する巡回相談、幼稚園や保育所、小中学校、高等学校からの依頼に応じる依頼相談があります。また、保護者から直接お電話をいただき、相談を受け付けることも可能です。</p> <p>LD等専門員は個別の相談に応じることはもちろんですが、校内の体制作りについても助言しています。良い実践事例を紹介することもあります。また、研修会の講師として参加することもできます。「基礎的環境整備について」「支援や合理的配慮について」「授業のユニバーサル的な視点について」など、今すぐ取り組めることについて学校全体で共通理解するような研修をする学校も増えてきました。</p> <p>学校ごとに差はあるかもしれませんが、他校の良い取り組みを紹介して広げていきたいと考えています。</p> <p>LD等専門員 連絡先 【http://www.pref.tottori.lg.jp/10381.htm】</p>
<p><身辺自立></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身辺自立について、家庭では学校と同じようにはなかなか取り組めません。家族で協力して支援したいのですが難しい面もあります。家庭でステップアップできるよう、規準となるようなものがありますか。 	<p>卒業後の生活を考えていく上で、働く力だけでなく、日常生活の力を高めていくことはとても大切です。身辺自立について個々の実態に応じて取り組んでいくので、一定の規準を作ることは難しいと考えます。身辺自立は個々の子どもさんの実態に合わせて、また、ご家族の皆さんで支援できる方法も含めて、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用しながら、担任の先生と相談して進めていくと良いです。</p>
<p><ICT機器の活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン教室は東部をモデルに行っているということですが、県内の読み書きが苦手なタブレットを必要としている子どもを対象にして欲しいです。スポット的な配置はできないでしょうか。 ・担任はICT機器を使えるように研修して欲しいです。鳥取県はICT機器を使用することについて、どの程度進めているのか教えてください。 	<p>東部地区の読み書きが苦手な子どもを対象として、モデル事業としてパソコン教室を開催していますが、障がい特性を理解した指導者の確保等の課題があり、現時点では東部地区以外へのスポット的な配置は考えていません。</p> <p>また、県教育センターでは、管理職や情報教育担当の先生を対象として、ICTの活用の研修を行っています。障がいのある子どもたちにとってICTの活用は、学習上、生活上の困難を改善する必要な支援となり得ます。県教育委員会としては活用の範囲を限定してはしません。タブレットなどのICT機器の活用については担任の先生と目的や方法を話し合い、学校全体で共通理解して取り組んでいくことが大切です。LD等専門員や、発達障がい拠点校である特別支援学校の相談活動で、具体的にアドバイスさせていただくこともできますので活用してください。</p> <p>特別支援教育課においても、来年度、教職員を対象に読み書きに苦手さのある子どもたちに対するICT機器の活用に関する研修会の開催を検討しているところです。</p>

<p><余暇></p> <p>・長期休業の後は体重が増えてしまいます。移動も含めて活動できる場所や機会が欲しいです。</p>	<p>県教育委員会では、今年度から「スポーツでつながる共生社会充実事業」を始めました。地域のスポーツ活動の中に障がいのある子どもも参加し、一緒に活動できる場を増やしたいという思いがあります。倉吉養護学校、県立米子養護学校、皆生養護学校ですで行っています。</p> <p>県立米子養護学校では保護者が立ち上げた「けんべいふれんず」、皆生養護学校では養和会の「CHAX」というスポーツ専門のところやフィジカルトレーニングのところにお世話になっています。また、総合型スポーツクラブにも働きかけを行い、特別支援学校の子どもたちが地域の総合型スポーツクラブに参加できるしくみを作っているところです。</p> <p>体育保健課では「体力運動能力調査」を実施しています。体力は、生活習慣と大きく関係している部分もあります。テレビの視聴時間が長い、食生活のリズムが不規則、結果として運動する時間が少ないということになります。生活習慣を見直して日頃からちょっと動くことを取り入れていくことが大切だと思っています。</p> <p>デイサービスを利用するのも良いと思います。家にいるより、移動も含めて体を動かすことにつながります。</p> <p>障がい者スポーツ協会も様々な障がい者スポーツの大会をしています。他にも障がいのあるなしにかかわらず楽しめる、たとえば風船バレー大会などもあります。学校行事と重ならないようお互いが連絡を取り合い日程調整をしています。</p>
<p><不登校の支援></p> <p>・不登校の児童生徒は放課後等デイサービスで朝からの利用はできないということですが、受け皿がどこにあるのか教えてください。学校ではない場所で勉強したことが証明できれば登校としてカウントしてもらえるような仕組みがあるのか教えてください。</p>	<p>不登校などで欠席の多い児童生徒が学校復帰をめざす教室として、市町村に適応指導教室を設置しています。また、いじめ・不登校総合対策センターでは「ハートフルスペース」を設置し、不登校や引きこもりで悩んでいる高校生及び20歳までの青少年の支援を行っています。その他にも、専門医による教育相談会を東・中・西部で行っています。</p> <p>県では「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」を策定しています。不登校児童生徒の相談・指導については、民間施設への通所又は入所を考慮することができます。また、学校や市町村教育委員会が出席扱い等を判断する際の留意すべき点の目安となるチェックリストも合わせて示しています。</p>
<p><放課後等デイサービスの運営></p> <p>・どこもぎりぎりの人数で運営されており、預かってもらえないことがあります。利用者が増えているので受け皿も増やして欲しいです。また、放課後等デイサービスは特別支援学校には迎えに来てもらえるが、特別支援学級には来てもらえないので、送迎でも困っています。</p>	<p>放課後等デイサービス事業所は近年増加しておりますが、県としても、障がいのある子どもたちが利用するサービスの拡充が必要だということは認識しています。</p> <p>また、送迎に関するサービスについては、まずは市町村（又は事業者）と相談してみてください。</p>

<p><学校見学について></p> <p>・就学に向けていろいろな特別支援学校を見学したいです。学校公開の案内はされていますか。保護者に案内が届かないことがあり、困っています。</p>	<p>特別支援学校から関係機関を通じて、あるいは学校ホームページを通じて、学校公開の案内をしているところです。</p> <p>幼稚園・保育所等へ保護者への積極的な情報提供のお願いを働きかけています。</p> <p>学校公開期間外であっても個別に対応可能な学校もありますので、遠慮なく各学校へお尋ねください。</p>
<p><就労にむけて></p> <p>・産業人材育成センターで、発達障がいの方を受け入れる計画はないのでしょうか。</p>	<p>発達障がいの方に対応するスタッフが必要になりますし、就労に向けたトレーニングを検討することも必要だと思っています。実施する機関や場所など、まだ検討段階です。前向きに捉えて検討しています。</p>
<p><医療的ケアの実施></p> <p>・医療的ケアが必要だが重度心身障がい者でないために様々な制度に当てはまらない、保育所に通わせたいが受け皿がない、呼吸器や酸素ボンベを持っていてもハートフル駐車場は使えないというような子どもがいます。医療的ケアが必要な子どもも通える場所、育てられる環境を整えてほしいです。また、人工呼吸器を使用する子どもの就学が増えています。学校で医療的ケアができるよう体制整備をお願いします。</p>	<p>重症心身障がいだけでなく医療的ケアが必要なお子さんの支援についても取り組んでいく必要があると認識しています。現在、日本財団との共同事業として、医療的ケアが必要な子どもと家族の地域生活を支える事業に取り組んでいるところであり、今後も、障がいがあっても医療的ケアが必要であっても、地域で安全に生活できる環境づくりを目指していきたいと考えています。</p>
<p><補装具の助成></p> <p>・学校用と自宅用の電動車いすを作りたいのですが、2台目を作った場合の補助はありますか。</p>	<p>市町村が窓口です。市町村にご相談ください。</p>
<p><移動支援></p> <p>・肢体不自由の子どもは、家を出るまでに時間がかかったり、専用の乗り物が必要だったり、乗り降りにも時間がかかったりと、移動が難しいです。UDタクシーは対応をしてもらえますか。</p>	<p>子どもさんの状態によって対応できる場合とそうでない場合がありますので、事前にタクシー会社にお尋ねください。</p>
<p><西部地区特別支援学校の今後></p> <p>・市立米子養護学校と皆生養護学校との合併はどの程度話が進んでいますか。また、皆生養護学校では病弱の子ども肢体不自由の子ども一緒に学習しているようです。一緒にやることに意義がありますが、修学旅行では全く別の行動でした。今後小・中学部がどうなっていくのか心配です。</p>	<p>西部地区の保護者の皆様のご意見もふまえ、いくつか案を出して検討しているところです。</p>
<p><校区外就学></p> <p>・校区外就学を考えています。どのような時期にどこに相談すれば良いでしょうか。</p>	<p>居住地の教育委員会にご相談ください。</p>

<p><サポートブックの活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックがまだ浸透していないので、学校で活用してもらえるようになるといいです。 	<p>日常生活の中で必要な支援を確認したり支援会議の資料として活用したりするなど、サポートブックは個々の実態や支援方法を関係機関で共通理解できる有効なツールです。作成の際は関係機関の意見も聞いて参考にするこゝと、発達段階が上がればその都度更新していくなど、留意してください。</p> <p>また、「作成後、金庫にしまったままだったり、すぐに保護者に返されて、活用していただけていない」というご意見もありました。作成後の活用方法についても話し合っておくことが大切です。</p> <p>参加者の中から「サポートブックを作って本当に良かった」というご意見もありました。保育園に行っていたときはすべて口頭で伝えていたけれど、これでは大変だと感じてサポートブックを作られたそうです。作るのは大変だったけれど、これがあれば何度も説明しなくてすみますし、ちょっと疑問に思ったときにすぐ確かめることができるという良さがあります。サポートブックの良さを広めていきたいというご意見がありましたので、今後、園や学校に働きかけていきます。</p> <p>事業所からは、「サポートブックがあると家庭の様子がよく分かってよい」というご意見がありました。家庭でどのように過ごしているか、どんなことが好きかなど参考になるようです。事業所も、学校も、家庭も、お互いが遠慮しないで聞いてみたいことを聞いたり、お願いしたいことを頼んだりする関係性を築くことが大切です。</p>
<p><サポートブックの作成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックの作成について支援してもらえるところはありますか。 	<p>サポートブックの様式例は皆成学園のホームページからダウンロードできます。</p> <p>【http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=259439】</p> <p>作成の協力については、皆成学園のほか、各地区の療育施設、ペアレントメンター鳥取において行っています。</p> <p>ペアレントメンター事務局の連絡先 <鳥取市瓦町 601 NPO 法人鳥取県自閉症協会内> 電 話：0857-30-0670 (平日 10時～14時まで) FAX：0857-30-2785</p>
<p><あいサポートファイル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいサポートファイル」には思ったことをその都度書いて欲しいです。サービスやサポートを受けるときに使って欲しいです。就労は企業に入って終わりではなく、このサポートファイルで子どもの様子を見ながら対応して欲しいです。 	<p>「あいサポートファイル」は、関係機関の方に記載して頂くこともありますが、基本的には保護者に記載して頂くものです。このファイルが多くの方、関係機関で使って頂けるよう、周知に努めて行きたいと思ひます。</p> <p>また、鳥取県手をつなぐ育成会にご依頼頂ければ、日程調整の上、記載方法の説明に伺うことも可能ですので、お尋ね頂ければと思ひます。</p> <p>一般社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会の連絡先 電 話：0857-59-6334 FAX：0857-59-6340</p>

<p><障がい者の雇用></p> <p>・他県では、「会社が障がいのある人を雇用したが、何をさせたら良いか分からない」ということを聞きますが、鳥取県ではどうですか。鳥取県では雇用主の意識も進んでいますか。</p>	<p>鳥取県立高等学校においては、高校生に求められる望ましい職業観や勤労観の育成を行うため、民間企業等で人事管理等の経験を有する者を就職支援相談員（キャリアアドバイザー）として配置しています。</p> <p>また、白兎養護学校、倉吉養護学校、県立米子養護学校、琴の浦高等特別支援学校には就労サポーターを、琴の浦高等特別支援学校には定着支援コーディネーターを配置し、生徒が身につけている力を職場へ伝えることで生徒と事業所が互いの理解を深め、就労へと進めていくサポートをしています。</p> <p>これらの取組により、鳥取県では、会社など雇用主の障がいへの理解が進んでいると捉えています。</p>
<p><就業について></p> <p>・就業の定着率が落ちているなら、その理由を分析して欲しいです。合理的配慮の程度によるものか、本人に起因するものか、雇用主に問題があるのか、同僚の問題か、複合的なものかなどを調べてください。</p>	<p>各県立特別支援学校において、離職した理由を調査し学校教育内容にフィードバックしています。また、職場定着を促進するため、新たに定着支援コーディネーターを琴の浦高等特別支援学校に2名配置し、在学中から卒業後にかけて企業との連携や環境調整等を進めています。</p>
<p><就労定着に向けての企業への支援></p> <p>・企業の中に発達障がい等の方がいた場合、企業を支援して下さる機関があれば教えてください。</p>	<p>障害者就業・生活支援センターや鳥取障害者職業センターをはじめジョブコーチを配置している社会福祉法人などがあります。ただし、企業の支援は本人を交えることが必要な場合もあり、その場合は、本人の同意が必要となります。</p> <p>ジョブコーチ支援は、下記の機関で実施しています。</p> <p>鳥取障害者職業センター 電 話：0857-22-0260 F A X：0857-26-1987</p> <p>障害者就業・生活支援センターしらほま 電 話：0857-59-6060 F A X：0857-59-2022</p> <p>就労支援センター和貴の里 電 話：0858-85-3738 F A X：0858-85-3739</p> <p>障がい者職場定着推進センターくらし 電 話：0858-23-8448 F A X：0858-23-8456</p> <p>障がい者職場定着推進センターあしすと 電 話：0859-34-6568 F A X：0859-34-6568</p> <p>社会福祉法人養和会エポック翼 電 話：0859-36-2005 F A X：0859-36-2007</p> <p>社会福祉法人養和会はばたき 電 話：0859-48-0477 F A X：0859-48-1333</p> <p>社会福祉法人米子ワークホーム 電 話：0859-26-5222 F A X：0859-26-5223</p> <p>障がい者支援センターさかいみなど 電 話：0859-44-2520 F A X：0859-44-2526</p>

<p><発達障がい者の手帳取得></p> <p>・手帳のない発達障がいの人は、本人が発達障がいを理解していない人もいますし、周りの人にも理解を得にくいことがあります。保護者が手帳をとることを望まないこともあるようですが、手帳を取得することのメリットはありますか。</p>	<p>障害者手帳を取得すると、各種の福祉制度を利用することができます。</p> <p>例えば、次のようなものがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 様々の税金の控除（所得税、住民税など） 2. 交通機関や運賃の減免 3. 公共施設（博物館や体育施設など）の利用料減免 <p>（控除内容等は事業実施主体によって異なりますので、詳しくは、お近くの市町村役場等でご確認ください）</p> <p>また、雇用面では、障害者雇用の枠組みでの応募が可能となり、相応の配慮を受けた勤務が可能となることが考えられます。</p>
<p><障害者年金></p> <p>・我が子には知的障がいがあります。就労しましたが正式な社員ではなく、給料の面で心配です。我が子のように自立していると障害者年金は受給できないかもといわれました。実際、年金がないと、生活に困ります。親がいなくなったときの生活にも不安を感じます。障害者年金を受給できる基準や手続きについて教えてください。</p>	<p>障害年金は病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることが出来る制度です。</p> <p>障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受けたときに「国民年金」に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。</p> <p>障害年金の手続きについては、お近くの年金事務所（障害基礎年金、障害厚生年金とも）、または、お住まいの市町村役場（障害基礎年金）が申請窓口となりますので、年金の基準や手続きについての詳細は、そちらにご相談いただければと思います。</p> <p>（参考：日本年金機構 HP）【http://www.nenkin.go.jp/】</p>
<p><学校を出た後の就労へのつなぎ></p> <p>・高等学校や高等部を卒業した後、就労先に支援をつないでもらえるかどうか心配です。学校と就労先とのつなぎをサポートしてくれる機関はありますか。</p>	<p>上記の質問でもお答えしていますが、高等学校に就職支援相談員（キャリアアドバイザー）の配置、特別支援学校に就労サポーターや定着支援コーディネーターの配置、また、鳥取障害者職業センター等では、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を行い、学校と就労先の支援のつなぎに力を入れています。</p> <p>また、『エール』発達障がい者支援センターでも相談に応じています。高校、大学を卒業後、就職でつまづく方があります。ゆっくり話を伺い、相談者と『エール』とが信頼関係を作り、一人一人に丁寧に関わります。ご本人の気持ちが就職に向くようになったら、障害者就業・生活支援センターを紹介します。障害者就業・生活支援センターと一緒に面談を何度も行い、就労に結びつけています。</p> <p>就労に向けてのサポートは、いろいろな機関や事業所がありますが、人と人とが丁寧につなぐよう、心がけています。</p>
<p><一貫した支援を行うために></p> <p>・肢体不自由の子どもの筋力低下を防ぎたいです。一貫した支援が行われるよう、OTさんやPTさんも含め、関係者の考えが違わないようしっかりと意見交換して支援を検討して欲しいと思います。</p> <p>・放課後等デイサービスの利用が増えており、介助の仕方や病気のことを伝えていかなければいけないと感じています。学校と放課後等デイサービスなどが一緒になって</p>	<p>家庭と学校との支援のつなぎ、学校と就労先との支援のつなぎ、学校と放課後等デイサービスなど事業所とのつなぎなど、様々なところで一貫した支援を行うためには、支援会議や、支援検討会などを行うことが大切です。まずは関係者が集まり、お互いが欲しい支援や配慮、困っていることを出し合って話し合います。そのときに個別の教育支援計画や個別の指導計画、サポートブック、サポートファイル等を活用してください。特に保護者が作られたサポートブックは、具体的な支援の方法等が記載され、大変参考になります。サポートブックを利用施設に渡して活用しても</p>

<p>勉強会や情報交換会をする必要があると思います。県としてはどう思われますか。何かサポートがありますか。</p>	<p>らったところ、より良い支援が提供されるようになったという例もあります。</p>
<p><支援のネットワーク> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある本人を取り巻いて、医療やリハビリなどいろんな関係機関が1つのネットワークとして動ける体制が、都会でも地方でもできているところがあるので、鳥取も同様の体制にして欲しいです。 </p>	<p>お話いただいたような支援ネットワークの体制はありませんが、それぞれの相談機関が、関係機関と連携を取って相談していくように進めています。</p>
<p><就学支援コーディネーターについて> <ul style="list-style-type: none"> 琴の浦高等特別支援学校には定着支援コーディネーターがおられるのに県立米子養護学校にはないので不安です。 </p>	<p>定着支援コーディネーターは琴の浦高等特別支援学校に2名配置しています。今後、他校にも増やしていきたいという考えを持っており、拡充について検討しています。</p>
<p><強度行動障害の子どもの受け入れ先> <ul style="list-style-type: none"> 知的障がいを伴う自閉症で、強度行動障がいの子供がいます。卒業後に安心して過ごせる場所がありません。西部やまと園、羽合ひかり園にお願いしましたがいっばいだそうです。どうしたらよいのでしょうか。 家族が病気になったり入院したりしたときは受け入れてもらえるのでしょうか。 </p>	<p>自閉症や強度行動障がいのある方の支援については、入所施設に限らず、ご本人にとってどのような場所、支援がよいのか、個別に慎重に判断する必要があると思いますので、市町村や相談支援事業所等にご相談ください。</p> <p>ご家族がご病気等の場合には、短期入所というサービスがあります（西部やまと園や羽合ひかり園でも実施しています。）が、実際のご利用については、前述のとおりご本人の状態等にもよりますので、事前に、市町村や相談支援事業所、または実施施設にご相談ください。</p> <p>なお、強度行動障がい者の支援を適切に行える入所施設、事業所の育成・充実を目的として、事業所等の職員を対象とした強度行動障がい者支援者養成研修の実施や事業所が強度行動障がい者を受け入れやすくするため、入所施設等の人件費を補助する制度等を設けていますが、十分ではないという現状の課題は認識しており、施策の見直しを検討しています。</p>
<p><語る会の参加や開催について> <ul style="list-style-type: none"> 語る会に市町村教育委員会の担当者も参加して欲しい。 語る会の開催時期が、現場の先生にとっては非常に忙しい時期です。直接、学校の先生や関係機関の方と話ができる貴重な場なので、開催時期について検討してください。 </p>	<p>市町村の教育委員会の担当者や学校の先生方にも参加して欲しいと考えていますが、この会の開催については、今後必要性や方法等について検討していく必要があると考えています。</p> <p>なお、市町村立小中学校であれば市町村の教育委員会や保健福祉部局等へ直接ご相談いただくことができます。</p> <p>※参考：「発達障がいハンドブック」障がい児・者に対するサービス・支援のページ 【http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/873682/5sabisukikan.pdf】</p>